

特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に伴う当協会の業務体制に関しまして
【4月15日（水）より当協会の業務体制を再度変更させていただきます】

4月8日、政府より出された「緊急事態宣言」により、大阪府が対象エリアに指定されたことに伴い、同日お知らせさせていただきました通り、8日より当協会の業務体制を変更させていただきます。

今般、4月11日の第28回新型コロナウイルス感染症対策本部の議論を踏まえ、安倍内閣総理大臣より全事業者に「出勤者を最低7割減」を要請されたことに伴い、業務の継続を踏まえつつ、要請に従い、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために、4月15日（水）より業務体制を再度下記の通り変更させていただきます。

なお、期間は緊急事態宣言が大阪府に適用されている間とさせていただきます（※当面は5/6（水）迄を予定しておりますが、適用が延長される場合は、準じて延長させていただきます。）

会員事業所の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけすることとなりますが、現下の状況を鑑み、何卒ご理解頂きますようお願い致します。

1. 労務相談担当職員は、テレワークによる在宅勤務に変更致します。

【変更内容】

労務相談担当職員4名（松井、村崎、下村、三浦）：

4/8（水）より原則テレワークによる在宅勤務（月～金 8:45～17:45）に変更しております。

【労務相談等の対応について】

原則メールでご用件をお送りいただければ適宜対応を進めさせていただきます。

なお、事務手続きに関するご相談に関しましては、事務手続き担当職員が出勤（※下記2を参照下さい）しておりますので、当協会事務所までご連絡をくださいますようお願い致します。

2. 事務手続き担当職員は、勤務時間を繰上げ、交替制による週3日勤務に変更致します。

【変更内容】

事務手続き担当職員：

① 勤務時間：4/15（水）より8:00～17:00（正午より1時間休憩）に変更致します。

② 交替制勤務：2交替制（※担当職員毎により、「月水金」または「火木土」の勤務）における週3日勤務に変更致します。

※出勤曜日につきましては担当職員より会員事業所へ個別にご案内させていただきます。

③ フロア別勤務：10F・11Fのフロアに分かれ、かつ座席の間隔を交代制勤務導入により一層十分にとって業務を行う体制に致します。

【事務手続きの対応について】

メール、FAX、郵送等でご連絡を頂けるものに関しては、週3日の勤務日に確認し、順次処理を進め、必要な場合にはご連絡をさせていただきます。また電話にてご連絡・ご相談を頂ける場合は、大変恐縮ではございますが、担当職員勤務日にご連絡を頂けますようお願い致します。

なお、お急ぎのお問い合わせ等につきましては、出勤している職員が対応させていただきます。

（会員事業所の皆様へのお願い）

可能な限り業務の遅延を少なくするよう努めさせていただきますが、現下の状況等を鑑み従前より遅れが生ずる場合が予想されます。また、依頼案件の内容を考慮し優先順位をつけて処理を行わせて頂く場合もございます。何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

3. 当協会職員による訪問及び事業所の皆様のご来所について

「緊急事態宣言」の発令に伴い、当協会職員による事業所様への訪問につきまして、当面は自粛させていただき、大変恐縮ではございますが、事業所の皆様の当協会へのご来訪につきましても、当面は自粛くださいますよう併せてお願い申し上げます。極力メール等の対面によらない連絡手段でのご対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※緊急の案件等で訪問・ご来訪によるご相談をご希望される場合は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数での対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(現在、既に当協会職員とアポイントが確定している事業所の皆様へ)

大変恐縮ではございますが、可能であれば現在お約束させて頂いておりますご予約をキャンセルさせていただきまして、改めて日程をご相談させていただければ幸いです。

詳細に関しましては、担当職員より別途ご連絡を差し上げますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

4. 今後、万が一、事務所職員に感染者（疑いも含む）が出た場合について

当協会では、職員同士においてもできる限りの接触を回避するため、労務相談担当職員は原則在宅勤務に、事務手続き担当職員は、2 交替制週 3 日勤務かつ 10F、11F の 2 フロアに分かれて、少人数でより一層職員間の距離をとった業務体制を行っており、職員間の「濃厚接触」を可能な限り少なくかつ、万が一の場合でも対象者の範囲を限定する対策をとっております。

万が一、事務所職員に感染者（疑いも含む）が出た場合、保健所等関係機関に連絡・相談のもと指示・要請に従い対応してまいります。

保健所等の指導によっては、事務所の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。

その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。

また、労務相談担当者のお打合せが一定期間内にあった事業所様には、当協会より連絡をさせていただきます。

今後も、当協会は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために当該業務体制を適切に進めてまいります。

会員事業所の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご了承頂けますようお願い致します。

今後の情勢によっては、改めて異なる体制をとらせていただく可能性がございます。その際には、改めてご案内差し上げるように致します。

